

上尾市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年3月25日付け上尾市監査委員告示第2号で公表した定期監査等の結果に基づき、上尾市選挙管理委員会委員長及び上尾市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知を受けたので、別紙のとおり公表する。

令和7年8月13日

上尾市監査委員	米	山	睦
上尾市監査委員	小	林	淳子

指摘事項措置報告書

所属名	指摘事項	措置状況
学校保健課	《学校教育部》 契約関係 (1) 次の業務委託契約の締結に当たって、設計額を上回った金額で業務委託契約をしていた。 ・医療材料等回収業務	落札決定のルール等に関し所属内に改めて周知するとともに、「契約事務チェックリスト」の活用を徹底していく。 【チェックリスト抜粋】 契約者決定を適切に行っているか。 ・予定価格超過又は最低制限価格未満である者を落札業者として決定していないか。
選挙管理委員会事務局	《選挙管理委員会事務局》 契約関係 (2) 次の賃貸借契約の締結に当たって、契約事務執行要綱に定める執行伺の起案（起工起案）がされておらず、契約規則に定める契約書の作成もしくは請書その他これに準ずる書面の徴取をしていなかった。 ・選挙用品借上料（コピー機搬入・搬出料）	これまで、相手方指定の手続き方法である申込方式により発注していたが、契約事務執行要綱に基づき、次回の選挙時から賃貸借契約を締結する。 また、契約一覧表にて管理を行い、契約事務の漏れが無いようチェック体制を強化する。